

基準適合事業主認定通知書

大塚セラミックス 株式会社

代表取締役 大塚 喜一郎 殿

貴社の青少年の募集及び採用の方法の改善、
職業能力の開発及び向上並びに職場への定着の
促進に関する取組については、青少年の雇用の
促進等に関する法律第十五条に基づく基準に適
合するものであると認定しましたので、通知し
ます。

令和4年3月3日

茨城労働局長

